

◎平成二十三年度分の地方交付税の総

額の特例等に関する法律

(平成二十三年五月二日法律第四一号)

一、提案理由(平成二十三年四月三〇日・衆議院総務委員会)

○片山国務大臣 平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

東日本大震災に係る特別の財政需要に対応するための特別交付税の増額に要する額について、財源措置を講ずる必要があります。このため、平成二十三年度分の地方交付税の総額及び同年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の算定について特例を設け、総額に一千二百億円を加算することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成二十三年四月三〇日)

○原口一博君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

次に、平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案について申し上げます。

本案は、東日本大震災に係る特別の財政需要に対応するため、平成二十三年度分として交付すべき地方交付税の総額に一千二百億円を加算するとともに、その加算額の全額を特別交付税とする特例を設けようとするものであります。

本案は、昨二十九日本委員会に付託され、本日、片山総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告(平成二十三年五月二日)

○那谷屋正義君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律

一四八

す。

本法律案は、東日本大震災に係る特別の財政需要に対応するため、平成二十三年度分の地方交付税の総額に千二百億円を加算するとともに、同加算額の全額を特別交付税とする特例を設けようとするものであります。

委員会におきましては、特別交付税増額の位置付けと交付対象経費、被災自治体の行政機能回復と人的支援、特別交付税算定における透明性確保等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。